

<2008—2009年度>

## 第2回

# キャビネット会議

追加提出案件及び委員長報告書



2008年11月18日（火）

京王プラザホテル八王子 4階 『宴』

ライオンズクラブ国際協会  
330-A地区

# 提 出 案 件

役職名 330-A地区ガバナー

第14R 第1Z 東京八王子陵東LC L名 石井 征 二

案件 1、第一副地区ガバナー・第二副地区ガバナーの、併願立候補は出来ない

(説明) 第91回国際大会にて採択され、来期より実施される第一副地区ガバナー・

第二副地区ガバナー制度実施に関して、初年度は、第一副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーを同時に選出する必要がある。

330-A地区内規として、立候補者は第一副地区ガバナー又は、第二副地区ガバナーのいずれか一方を選択し、立候補する事が出来る規則を制定する。

この案件は、当該選挙に於ける、混乱を避けるために必要とする。

尚、本年度開催されたハワイに於ける国際理事会にて、この内規を設けることが可能と判断された。

案件 2、

(説明)

## 第2回キャビネット会議提出案件（協議事項）

役職名 第9R 第2Z ゾーン・チェアパーソン

第9R第2Z 東京ウエストLC L 高橋 長 生

案件1、地区分割関連事項「分割後のキャビネット事務局2等分割案」に反対  
(説明)

地区分割委員会L知野秀雄委員長の報告書（2008年10月24日開催されたR  
C・ZC会議に配布された資料）によると1頁に9：「分割後のキャビネット事務局  
設置案について」と述べられております。その内容は「現在の事務局を2等分して各々  
使用する。但し現在、有限責任中間法人330-A地区支援会との賃貸借関係であ  
るが、今年20年12月1日から一般社団法人・一般財団法人の適用を受けることに  
なります。これは解決可能の範囲内ですので作業中です」とあります。しかし、現在  
のキャビネット事務局を2等分して使用する案に幾つかの疑問点が生じる。それは

1、地区分割の目的は（『地区分割』に関する提言）、に記載されておりますがキャ  
ビネット事務局（以下「事務局」という）を2等分して使用すると提案は現在の  
事務局の抱える様々な問題を解決しないまま分割後それぞれの地区が等分して引  
継ぐことになる、この様々な問題の詳細は次回のキャビネット会議の提出案件とす  
ることにして、地区分割後はそれぞれが独立地区となりガバナーの考えや意向によ  
りキャビネットが運営されるものであり事務局の選択権も全く同様である。

よって、地区分割をする場合、事務局もそれぞれのガバナーの選択権に従うべき  
である。

2、事務局の土地付区分建物所有者は「有限責任中間法人330-A地区支援会」  
（以下「中間法人」という）になっているが、それは、ライオンズクラブそのもの

に人格権がないため支援会を設立し登記上の名義人になっています。このことは、事務局を取得する経緯からみて、法的にいいかえると真の所有者は事務局を購入するための資金を出資した330-A地区、地区内の各クラブ、地区内の各メンバーである。即ち地区を分割することにより事務局の機能や目的が著しくかわるとしたならば、ここで事務局の権利関係を一度清算し、新たに考え直すべきである、この問題を残したまま「分割後のキャビネット事務局を2等分割し利用する案」には反対である。

以上ご協議いただきたく提出案件（協議事項）とします。

以上

## 第2回キャビネット会議委員長報告書（又は審議事項）

委員会名 高齢者福祉委員会

委員長 L.中迎 讓司

### 報告事項

#### 委員会活動報告

##### 第1回委員会 平成20年7月22日（議事録にて報告済み）

東京プリンスホテル 「キカケ」参加者11名

- 1、ガバナー提出案件 08年11月8日を「330-A 地区奉仕の日」とし、各クラブ主体の継続アクティビティを 330-A 地区内一斉に行う事に対する各クラブへのサポート方法の検討。
- 2、ガバナー提出案件 「シニアクラブの結成」に向け、会員増強委員会及びエクステンション委員会と連携してその実行を支援する。
- 3、「高齢者」と呼ばれる方々の定義（年齢、性別、生活環境、を考慮した社会的弱者としての高齢者）を明確にし、ライオンズクラブとしての支援活動をいかに進めて行く事に対する検討。
- 4、05～06 高齢者・障害者福祉委員会発行「330-A 地区老人ホームリスト」の有効活用についての検討。

##### 第2回委員会 平成20年8月28日（議事録にて報告済み）

キャビネット事務局 「会議室」参加者10名

- 1、石井ガバナー御出席の上、委員会に対するガバナー方針を確認
- 2、「330-A 地区奉仕の日」高齢者に対するリジョンゾーン単位の活動予定を調査し関連ある奉仕の場合委員会より委員が手分けして支援に廻る。
- 3、「シニアクラブの結成」に向けた取り組みに対しての委員会のサポートについて。  
以前にもシニアクラブが存在したが消滅しており、委員会としては結成後のサポート方法を検討することに意義があるのではないか。
- 4、「高齢者」と呼ばれる方々の定義の確認の為、有料老人ホーム及び特別養護老人ホームを委員会で訪問し、現状実態を確認支援活動の参考とする。

5, 「330-A 地区老人ホームリスト」の発行について。

ライオンズクラブメンバーの運営する各施設に限定し、規模、運営の状況、費用、住環境など詳細に紹介しライオンズメンバーが利用しやすく又、施設参考となるような充実したリストとしたい。

### 第3回委員会 平成20年9月6日 (議事録にて報告済み)

#### 有料老人ホーム「シルバービレッジ日野」参加者8名

「高齢者」と呼ばれる方々の定義の確認の為、有料老人ホーム及び特別養護老人ホームを委員会で訪問し、現状実態を確認した上今後の高齢者支援活動の参考とする。

石井ガバナーのご協力により、ガバナー経営の介護付き有料老人ホーム「シルバービレッジ日野」を視察、入居者及び施設管理者並びに介護ヘルパーと面談後、施設館内食事をご厚意により委員全員で試食させて頂き、施設管理者より老人ホームの歴史と成り立ちそして利用者の経緯など、参考になるお話を拝聴した。

#### <質疑応答>

現代における高齢者の生活環境

高齢者を取り巻く家族構成とその環境

有料老人ホームご利用高齢者の環境

有料老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームの分類

ホーム慰問の施設側受け入れ対応と入居者の感情

以上のいろいろな質問に丁重にご回答賜り厚くお礼申し上げますと共に貴重なご意見を今後委員会に於いて纏め、ライオンズクラブとしての高齢者支援活動を如何に進めて行くかの参考にさせていただきます。

本日施設視察のおり撮影した記録写真はL武田副委員長が整理の上高齢者委員会のライオンズクラブにPRする。

### 第4回委員会 平成20年10月29日 (議事録にて報告済み)

#### キャビネット事務局 「会議室」 参加者11名

1, 石井ガバナー御出席の上、委員会活動のこれまでの報告。

2, 「330-A 地区老人ホームリスト」の発行について。

リストのデザイン及び構成そして内容を平成21年3月末日までに纏め、年次大会までに発行したい。

<構成>

①ライオンズクラブメンバーの運営する、各老人ホーム施設の一覧とインタビュー記事の掲載

(委員会担当 L,岩城副委員長、L,長谷川委員、L,村上委員、)

②ライオンズクラブメンバーの運営する、各葬祭施設の一覧とインタビュー記事の掲載

(委員会担当 L,中島副委員長、L,穴吹委員、L,高島委員、)

③ライオンズクラブメンバーの運営する、各介護用品、介護者相談センターなどのサポート施設の一覧とインタビュー記事の掲載

(委員会担当 L,武田副委員長、L,根津委員、L,関委員、岡安委員)

④以上の施設一覧及び記事をまとめ、一冊の資料集として編集

(委員会担当 L,武田副委員長、L,根津委員、)

<発行の印刷及び発送費用>

各関連施設企業より広告宣伝として広告のページを設け発行の目的を説明し、その費用援助をお願いしてはどうか。

3, ライオンズクラブ高齢者顕彰規定について。

毎年、年次大会に於いてガバナーズ・アワードとして高齢者表彰しているが、高齢メンバーのクラブ活動の励みとなるような、表彰の方法はないか。

①表彰を80歳以上とする従前の規定について

②高齢メンバーがクラブ皆出席された場合の表彰の方法

以上、委員会報告を致します。

## 第2回キャビネット会議委員長報告書（又は審議事項）

委員会名 選挙管理委員会

委員長名 L. 森本 憲治

### 報告事項（又は審議事項）

- (1) 2008年バンコク国際理事会決議  
二つの副地区ガバナー職に係わる改正案の承認  
（国際会則及び付則改正を条件として第2副地区ガバナー職を  
新設し、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナーの選出を行う）
- (2) 2008～‘09年度第1回複合地区会則委員長連絡会確認  
国際会則及び付則改正により2009年春の各地区年次大会に於いて  
第1副地区ガバナー及び第二副地区ガバナーの選挙を行うことを  
各地区ガバナーへの周知を決定

\* 2008年バンコク国際理事会で決議の「二つの副地区ガバナー職に係わる改正案」の決議について複数の国並びに複合地区に於いて二年程度の実施延期の動きがあり、その動向を注視していたが、2008年～‘09年第一回複合地区会則委員長連絡会に於いてその実施が確認された。

### (3) 上記(1) (2)に鑑み

(ア) 330-A地区ガバナー、同第1副地区ガバナー、同第2副地区ガバナー選挙を下記要項に基づいて実施することを  
本年度第2回キャビネット会議にて審議予定である。

- ①立候補届出 2009年3月24日（火）
- ②資格審査日 2009年3月30日（月）
- ③公示日 2009年4月6日（月）
- ④選挙運動期間 2009年4月7日（火）～4月23日（木）
- ⑤選挙日 2009年4月25日（土）年次大会当日
- ⑥立会演説会その他は追って決定

(イ) 上記選挙実施の為に選挙管理委員会の委員増員について  
同委員会に於いて審議の結果、5名前後の増員が必要と確認、  
ガバナーの承認を得た上で各R・C、Z・C並びに各クラブ会長  
の御協力を頂いて増員することとする。

- (4) 2008年バンコク国際理事会決議による「国際会則及び付則改定」  
については、330-A地区会則委員会と十分な連携の上で  
整合に留意して選挙を実施する。

以上

第2回キャビネット会議 委員長報告書（又は審議事項）

委員会名 第55回年次大会委員会

委員長 L 亀田 宇三郎

報告事項（又は審議事項）

第1回委員会を平成20年7月30日、第2回委員会を平成20年9月24日、  
第3回委員会を平成20年11月5日に開催しました。

毎回の委員会においては、第55回年次大会に向けて、活発な意見が出ており、  
現在、年次大会各部会構成を作成中でございます。

第55回年次大会を成功裡に導けますよう、メンバー各位のご協力の程、どうぞ  
宜しくお願い致します。



2. クラブ例会、ガバナー諮問委員会に出席して、食事実費以外の金品の支払をすること。
3. 自宅または職場への戸別訪問をすること。
4. 金品の贈与、供応、乗物の提供その他利益の供与または、その約束をすること。
5. 虚偽の事実を流布し、または、他の候補者を誹謗すること。
6. 新聞雑誌その他の報道機関に候補者に関する記事、または、広告を掲載すること。
7. 電報・ファクシミリ・電子メールより投票を依頼すること。
8. 投票所の付近およびその通路に徘徊佇立すること。
9. 選挙投票日に、投票以前に飲食を提供すること。
10. 代議員、または、その関係者の利害関係を利用すること。
11. 代議員の選挙権の行使を妨げること。
12. 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等と同行することも禁ずる。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。
13. 立候補の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。
14. その他、本規定の何れかに違反する行為を行うこと。

#### 第9条（文書による運動）

1. 選挙運動に関する文書には、その文書について責任を有する会員の氏名を文書責任者として明記するものとする。
2. 文書による選挙運動としては、通常はがきのみを発信することができる。

#### 第四章 違反処分

##### 第10条（違反に対する処分）

1. 選挙管理委員会は、禁止事項違反行為をした立候補者とその選挙責任者に警告することができる。
2. 選挙管理委員会は、立候補者に対し、違反行為について弁明の機会を与えなければならない。
3. 著しい違反行為に対して、選挙管理委員会は立候補の辞退を勧告すると共に、各クラブ会長及び代議員宛そのなしたる行為を通知することができる。
4. 選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第8条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道徳綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表することもあり得る。

#### 第五章

##### 第11条（選挙公報）

1. 選挙管理委員会は、選挙公報を発行し、投票日の前日から起算して5日前までに選挙権のある会員に発送する。
2. 選挙公報には、候補者の、氏名、生年月日および登録年月日を記載する。
3. 選挙公報に掲示する掲載文、写真は、立候補者の届出したものを掲載する。
4. 前項の掲載文、肖像写真等は、選挙管理委員会が定めるサイズの紙面に納まるものでなければならない。

##### 第12条（公開討論会又は、立会演説会）

1. 選挙管理委員会は、一回以上の立候補者の公開討論会又は、立会演説会を催すことができる。
2. 公開討論会又は、立会演説会の日時および場所は、すみやかに公示し、かつ、会員および立候補者に通知する。
3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と立候補者の所属するクラブメンバー応援者一人に限る。
4. 公開討論会又は、立会演説会の実施について、必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

#### 第 13 条（投票用紙）

投票用紙は、選挙管理委員会が作成し、投票所において選挙人に交付する。

#### 第 14 条（投票の無効）

次の投票は無効とする。

1. 指定の投票箱以外の箱に投票したもの。
2. 指定の投票用紙以外の用紙を用いたもの。
3. 複数の候補者に○印を記載したもの。
4. ○印以外の記号および他事を記載したもの。
5. ○印の記載のないもの。
6. その他判断の困難なもの。

#### 第 15 条（当選人）

1. 有効投票の過半数の得票者をもって当選人とする。
2. 有効投票の過半数の得票者がなかった場合には、直ちに得票数の多かった上位 2 名において再度選挙を行なう。

### 第六章 選挙管理委員会

#### 第 16 条（構成）

1. 選挙管理委員会の委員長、委員の総員数は 20 人以内とし、ガバナーが任命する。
2. ガバナーは必要に応じ、副委員長を任命することができる。

#### 第 17 条（正副委員長）

1. 委員長は、委員会を召集し、その議長となり委員会を代表する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、入会順でその職務を代行する。

#### 第 18 条（服務規定）

選挙管理委員会、かつ、その構成員は、中立、公正に職務を行うものとする。

#### 第 19 条（違反行為の連絡）

1. 会員は前記諸事項に関する違反事実があった場合には、選挙管理委員会に通知しなければならない。
2. 選挙管理委員会は前項の連絡事項について調査、検討して地区ガバナーへ通知するものとする。

#### 第 20 条（選挙管理委員会の義務）

選挙管理委員会は、会員の行為がこの規定に違反するおそれがあると認めるときは、警告その他適当の処理を講じ、違反のないように務めなければならない。

#### 第 21 条（委員に対する制約）

1. 委員会委員は、候補者、または、その推薦人になることができない。
2. 委員会委員は、選挙公示後辞任することができない。

## 附 則

### 第1条

1. この規定は、平成11年11月26日から施行する。
2. 平成12年11月20日一部改定。
3. 平成13年11月16日一部改定。
4. 平成18年 1月17日一部改定。
5. 平成18年 4月22日一部改定。
6. 平成19年 3月26日一部改定。
7. 平成20年11月18日一部改定。

### 第2条

この規定の改廃は、330-A地区キャビネット会議の決議を経て行なうものとする。

### 第3条

この規定の細則をこの規定の精神に反しない限りキャビネット会議において定めることができる。

## 細 則

### 第1条

立候補者が1名のときは、規定第11条の選挙公報の発送は選挙公報をキャビネットのホームページに掲載することをもって代えることができる。

## 第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選挙に関する規定改正（案）

改正案	現行
第一章	
第1条（規定の目的） <u>第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー</u> の選挙に関する事項については、国際会則、 複合地区会則に規定するもののほか、この 規定の定めるところによる。  (下線部分を上記のとおり改正する)	第1条（規定の目的） <u>副地区ガバナー</u> の選挙に関する事項につい ては、国際会則、複合地区会則に規定する もののほか、この規定の定めるところによ る。

改正案	現行
第三章 選挙運動	
<p>第8条（選挙運動の禁止事項）</p> <p><u>12. 現、前、元地区ガバナー及び副地区ガバナーが、次期第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー選出及びその選挙活動に関し、特定の候補者を推薦したり、又、立候補者と一緒に行動を共にしたり、代議員の自宅や勤務場所、ライオンズクラブの例会訪問並びにガバナー諮問委員会等に同行することも禁ずる。但し、立候補者が行う、励ます会（ホテル等）についてはこの限りではない。</u></p> <p><u>13.立候補者の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。</u></p> <p><u>14.その他、本規定の何れかに違反する行為を行なうこと。</u></p> <p>（第12項を上記のとおり改正し、以下の条文を繰り下げる）</p>	<p>第8条（選挙運動の禁止事項）</p> <p><u>12.立候補者の届出及び選挙公報に関し虚偽の記載をすること。</u></p> <p><u>13.その他、本規定の何れかに違反する行為を行なうこと。</u></p>
<p>第9条（文書による運動）</p> <p>第3項を削除する</p>	<p>第9条（文書による運動）</p> <p>3. 前項の文書は、代議員数の5倍を超過してはならない。</p>
第四章 違反処分	
<p>第10条（違反に対する処分）</p> <p><u>4. 選挙運動の禁止事項に抵触した場合、第8条に著しく抵触した場合は本来であれば罰則規定を定めるべき処であるが、ライオンズメンバーである以上ライオンズクラブの道德綱領にのっとりライオンズの誓いのごとく互いに信じ合い規則を厳守することを願う。それでも守らない場合は、大会当日に於いて著しき行為のあった立候補者の氏名を代議員総会にて投票前に壇上でその違反行為を発表することもあり得る。</u></p> <p>（第4項を上記のとおり改正する）</p>	<p>第10条（違反に対する処分）</p> <p>第4項の条文なし</p>

改正案	現行
第五章	
<p>第 12 条（公開討論会又は、立会演説会）</p> <p>3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と<u>立候補者の所属するクラブメンバー</u>応援者一人に限る。</p> <p>（下線部分を上記のとおり改正する）</p>	<p>第 12 条（公開討論会又は、立会演説会）</p> <p>3. 公開討論会又は、立会演説会の弁士は、立候補者と<u>その選定する応援者一人に限る。</u></p>

## 案件 2、決議事項 ライオンズ公式紋章の使用について

前期飯田期における名簿作成に伴う不明朗な処理についての、真相究明及び是正履行のための委員会設置を求める。

(説明)

(経緯経過)

前期において、会員名簿製作契約書（契約日不明）（別紙資料1）が結ばれ、その第13条に記載のごとく、作成費用を一切負担せず、著作権はライオンズクラブに帰属し（第11条）、第7条1項には「受託者は、本契約の履行に関し知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。」と規定した。

しかしながら、名簿文末には〈個人情報利用目的〉の（4）に「サポーターズ企業からの有益な情報提供には利用せず、と書かれている。

また、その第14条記載協賛金についての大内前幹事の内容証明郵便（別紙資料2）、その間の豊田通商株式会社の会員への郵送物（別紙資料3）、同様な株式会社生活科学運営の郵便物、それに対する現執行部からの紋章、サポーターズ企業名称使用の両社への抗議文（別紙資料4、5）それに対する名簿委託業者株式会社コム・プロジェクトからの通知書（別紙資料6）と、この件を巡っては、收拾のつかない事態となっている。

(当委員会の見解)

この問題に関しては、協賛金の支払い等の履行を求めることはもちろん、その他の問題については下記のような見解を持っている。

民間企業に会員名簿を作成させたり、ライオンズ公式紋章を使用させ、サポーター企業と名乗らせることの是非について

今回、会員名簿作成費用を企業が負担する代わりに、企業がサポーター企業としてライオンズの公式紋章を使用して、ライオンズ会員に文書を発送した事案が発生した。この問題については、まず、①名簿作成費用を企業に負担させ、サポーターと名乗らせることの是非、②ライオンズの公式紋章を使用させることの是非、③会員名簿を利用させることの是非が問題となろう。

①については、名簿に企業の広告を載せ、広告料を取ることは、通常許されることである。しかし、今回のように、サポーターズ企業として名簿に載せることは問題である。サポーターあるいは、スポンサーということは、支援者、後援者ということであり、ライオンズが企業に支援されることになり、ライオンズの独自性、公正性に疑義を生ずることになる。企業に支援してもらわなければ運営できないようなライオンズとは、誇り高き会員を侮辱するものである。サポーターとか、スポンサーを企業に名乗らせることは厳に慎むべきである。

②については、必携47版P81に記載されているように、紋章の使用は、会則、国際理事会の方針で明確に認められている目的に限られている。そして、ライオンズ以外の者に紋章を使用させる場合は、国際理事会の法律部の文書による同意と認可が必要である。今回の場合、そのような同意と認可を取ったとは聞いていない。ライオンズの紋章を民間企業に使用させることなどあってはならないことである。今回の件は、金に毒された規律の緩みである。我々は、ライオンズの誇りを忘れるべきではない。なお、紋章は、国際協会が日本において商標登録しているということである。

③については、ライオンズ国際協会330-A地区は5,000名以上の会員を擁する団体であるから、個人情報取扱事業者となり、個人情報を目的以外に使用する場合は、その個人の同意を必要とする。会員の住所氏名を企業に利用させることは、目的外使用であり、会員個人の同意を必要とする。今回は、会員個人の同意が得られた場合とは言えないであろう。又、別紙資料1の20年6月6日付発送の内容証明、請求兼催告書大内前幹事発送の記の59ページの（2）（3）に記してある合計127万4950円について今だにキャビネット会計に入金されていないこの処理について、真相究明及び是正委員会に今後の対応をゆだねるものである。

会員名簿製作契約書

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区（以下、甲という。）と株式会社コム・プロジェクト（以下、乙という。）は、「ライオンズクラブ国際協会 330-A地区会員名簿 2007～2008年度版」（以下、本件名簿という。）の製作につき、下記のとおり契約を締結した。

記

第1条 甲は、本件名簿の製作を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第2条 本件名簿の名称等は下記のとおりとする。

(1)名簿の名称

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区会員名簿 2007～2008年度版

(2)数量

7000部

(3)納入期限

甲が乙に対し、データ、写真、資料等を引渡した日より90日以内とする。

(4)納入場所

甲キャビネット事務局（東京都新宿区西新宿7丁目10番17号新宿ダイカンプラザB2階）

第3条(1) 本件名簿の表紙その他全部分の装丁、構成は、別紙企画書によるほか、乙は甲の指示にしたがうものとする。

(2) 甲は、乙に対し、本件名簿の装丁、構成の変更の指示をできるものとする。

第4条 甲は、乙に対し、本件名簿のデータ等を平成19年12月30日を目途に引き渡す。

第5条 乙は、委託業務の進行を円滑に遂行するために、甲の指示に従い、かつ、甲と密接な連絡を保ちながら、各工程の成果の指示と進行状況の報告を行うものとする。

第6条 乙は、甲から寄託されたデータ、写真、資料等一切について、厳重に管理し、本契約終了後、ただちに、第4条のデータおよび写真その他の寄託されたものを甲に返還する。

第7条(1) 乙は、本契約の履行に関し知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 乙は、本件業務を履行する乙の従業員その他に、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講ずる。

(3) 本条(1)の規定は、本契約が終了した後も有効に存続する。

第8条 甲および乙は、本件業務を円滑に履行するため、それぞれ本件業務の主任担当者を定め、書面をもって相手方に通知する。

第9条 乙は、データの滅失、毀損、その他本件業務の履行に支障を生ずるおそれのある事故を知ったときは、その事故の帰責のいかんにかかわらず、甲に報告し、応急措置を加えた後、今後の方針案を提出する。

第10条 乙は受託業務を第三者に委託してはならない。

第 11 条 本件名簿の著作権は甲に帰属する。

第 12 条(1) 乙は、本件名簿に広告を掲載することができる。

(2) 広告掲載者については、甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

(3) 甲は、乙から依頼のあったときは、ライオンズクラブにつき、広告掲載者に説明するなどの協力をする。

(4) 乙は本件名簿製作に関し、著作権、プライバシー権その他第三者の権利を侵害しないように注意し、これに関し、問題が生じたときは、乙の負担においてこれを解決する。

第 13 条 甲は、本件名簿製作につき、費用を一切負担しない。

第 14 条 乙は甲に対し、本件名簿納人と同時に、甲の社会奉仕活動ための協賛金として、金 100 万円を交付する。

第 15 条 乙は本契約のいずれかの一つに違反したときは、甲は何の催告なくして本契約を解除できる。

平成 年 月 日

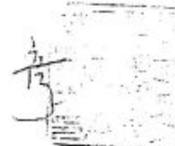
東京都新宿区西新宿 7 丁目 10 番 17 号新宿ダイカンプラザ B2 階

甲 ライオンズクラブ国際協会

330-A 地区

ガバナー

飯田 善 青



乙 〒107-0062 東京都港区南青山五丁目16番14号  
モン・ブルービル3F

株式会社 コム・プロジェクト

代表取締役 田嶋 崇

平成 20 年 6 月 6 日

〒 1 0 7 - 0 0 6 2  
東京都港区南青山 5 丁目 1 6 番 1 4 号  
モン・ブルービル 3 階  
株式会社 コモ・プロジェクト  
代表取締役 田 嶋 栄 殿

〒 1 0 1 - 0 0 5 1  
東京都千代田区神田神保町  
1 丁目 8 番地  
漢陽商事ビル 3 階  
電話 ( 3 2 9 4 ) 3 5 5 8  
大内英男法律事務所  
弁 護 士 大 内 英 男

請 求 兼 催 告 書

前略。ライオンズクラブ国際協会 3 3  
0 - A 地区 ( 代表者地区ガバナー飯田善  
彦 ) の代理人として、通知します。

貴社との間で締結された会員名簿製作契  
約に基づき、下記 1 の金員および下記 2 の

同名簿の重要部分の訂正費の支払いを請求  
しますので、本書面到達後5日以内にお支  
払いされたく請求します。

記

1. 上記契約書第14条の社会奉仕活動協  
賛金

金 1 0 0 万 円

2. 名簿訂正費

金 2 7 万 4 9 5 0 円

3. 上記1、2合計

金 1 2 7 万 4 9 5 0 円

この郵便物は平成 年 月 日 第 14222 号

の内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社

2018.6  
72-18



## 通 知 書

平成20年10月28日

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7丁目10番17号

新宿ダイカンプラザB館2F

ライオンズクラブ国際協会330-A地区

ガバナー 石 井 征 二 殿

〒107-0062

東京都港区南青山5丁目16番14号

モン・ブルービル3階

通 知 人 株式会社コム・プロジェクト

〒100-0011

東京都千代田区内幸町1丁目1番7号

大和生命ビル7階

弁護士法人関西法律特許事務所 東京事務所

通知人代理人

弁 護 士 井 上 裕 史



弁 護 士 佐 藤 潤



電 話 0 3 - 3 5 3 9 - 5 1 6 1

F A X 0 3 - 3 5 3 9 - 5 1 6 6

前略 当職らは、株式会社コム・プロジェクト（以下「通知人」といいます。）から、委任を受けた代理人として、次のとおり通知いたします。

貴クラブは、通知人が委託を受けて募集を行ったサポーターズ企業に対し、「会員名簿の作成について、当方は名簿製作を受託した株式会社コム・プロジェクトに対し、本会員名簿に当方の認めた会社の広告を掲載することを除いて、会員名簿を商業的に利用することを承諾していません。」等と記載した警告書を発送しております。

しかしながら、貴クラブは、会員名簿の最終頁に記載されているとおり、名簿の個人情報を「サポーターズ企業からの有益な情報提供」に使用することを認めており、上記警告書に記載されている内容は事実とは異なります。

サポーターズ企業の皆様に対しては、貴クラブの商標及び紋章を使用せず、「ライオンズクラブ サポーターズ企業」である旨のみを表示したうえで、貴クラブにふさわし





い有益な情報のみをご提供するように連絡済みです。

以上のとおりですので、今後ともサポーターズ企業の皆様と貴クラブとの良好な関係が継続するよう、サポーターズ企業に対する警告書の発送等、サポーターズ企業による会員への有益な情報提供を阻害するような行為は、慎んでいただくよう通知いたします。

草々

この郵便物は平成20.年10.月28日第 66731号

書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

郵便事業株式会社



## ライオンズクラブ会員の皆様へ

拝啓 仲夏の候 皆様におかれましてはますますご健勝の事とお慶び申し上げます。  
また平素は格別のご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、この度豊田通商株式会社よりご案内させていただきます【AXIA八王子】は、  
「京王八王子」駅前1分、「JR八王子」駅4分という稀少性の高い立地に、  
総合病院との共同事業において実現した、日本で初めてのメディカルサポートタワー  
マンションでございます。

資産性の高い立地条件と併せ、都心型のデザインスタイル、安心の構造・管理体制、  
日本で初めての総合病院とのコラボレーションなどから、メディアにも大変注目され  
ている物件です。

そこで今回は【ライオンズクラブ会員様特別限定】として、条件が良く、人気の高い  
お部屋の一部を優先的にご紹介させていただきたく、ご案内申し上げます。

特別ご案内期間 平成20年7月1日 ～ 平成20年7月27日

この機会に、是非ご興味をお持ちいただければ幸いです。  
皆様のご来場を心よりお待ちしております。

敬具

AXIA 八王子インフォメーションサロン  
0120 - 884 - 898

〈事業主〉トヨタグループ

豊田通商株式会社

〈総合企画・販売代理〉

株式会社ダイナセル

〈設計・施工〉

株式会社大林組



LIONS CLUBS INTERNATIONAL  
DISTRICT 330-A Tokyo Japan

ライオンズクラブ国際協会330-A地区  
会員各位

この度、弊社は「2007～2008ライオンズクラブ330-A地区会員名簿」の  
サポーターズ企業にさせていただきました。

早速ではございますが、会員の皆様のお役に立てるような情報を  
送付させていただきますので、ご活用いただけましたら幸いです。

今後弊社の情報が不要の場合にはお手数ですが、

下記FAXにて送信頂けますよう、よろしくお願いいたします。



**Supporter**  
サポーターズ企業



**豊田通商株式会社**

都市開発部 東京都市開発グループ  
〒100-8320 東京都千代田区丸の内3-8-1 豊田通商丸の内ビル  
TEL.03-5288-2525 FAX.03-5288-9139

## FAX送信表

豊田通商株式会社 行 FAX.03-5288-9139

上記のサポーターズ企業からの情報提供をお断りいたします。

R-	Z	クラブ名
ご氏名		

  
**AXIA 八王子**  
FIRST RESIDENCE TOWER

<事業主> トヨタグループ


**豊田通商株式会社**

東京本社 東京都港区南青山  
 〒100-8580 東京都千代田区丸の内三丁目9番1号豊田通商丸の内ビル  
 TEL:03-5529-2525 国土交通大臣免許(11)第1665号  
 (社) 中部不動産協会会長 (社) 愛知県宅地建物取引業協会会長

<総合企画・販売代理>


**株式会社 ダイナセル**

〒105-0004 東京都港区新橋1-17-2 TEL:03-3501-0171 (FAX)  
 国土交通大臣免許(1)第7217号(社) 全日本不動産  
 協会会員 (社) 東京都不動産公正取引協議会加盟

<設計・施工>


**株式会社 大林組**

〒105-8502 東京都港区港南2-15-2 品川インターシティB棟  
 TEL:03-5789-1111 国土交通大臣許可(特-16)第3060号

お問い合わせは「アクシア八王子インフォメーションサロン」まで。

**0120-884-898**

[www.axia-hachioji.com](http://www.axia-hachioji.com)

〒192-0046 東京都八王子市明神町4丁目7番14 八王子ONビルB1F  
 アクシア八王子インフォメーションサロン



### 案件 3、決議事項 文書配布について

最近配布された文書において、一部文書に記載要領に大変好ましくない文書が配布されており、そこで、文書配布につきましては以下の事を留意すべきこと。

「複合地区会則第29条 文書配布の規制」

クラブおよびクラブ会員は、他のクラブおよびクラブ会員に対し、資金、物品、援助を求める文書並びにライオンズ道徳綱領に反する文書を配布してはならない。と規定されているのは当然であり、又、石井ガバナーが今期は特に文書発送についてはあらゆる機会に伝達されていることは承知のことと思う。

1. 各委員会発行の配布文書には、委員会名及び委員長名記載のみの文書は厳禁とし、必ず地区ガバナー名を併記する。
2. 文書用紙はキャビネットのレターヘッドを使用する。

上記の点を、文書配布において実施する事とする。(参考資料1, 2)

ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区

2008/09/18

キャビネット各役員の皆様へ

差出人

お元気でご活躍のことと、お喜び申し上げます。いつも大変お世話さまです。早速ですが、緊急対策・アラート委員会からのご案内とお願いです。

私が親しくしている方で、青森県で環境対策に取り組んでいる方がいます。その方（木村将人氏＝元、熱血中学校教師）の依頼ですが、青森県のりんご農家を助けて頂きたい、というものです。

今年の春、青森県津軽地方は2回の雹が降ったそうです。この雹が未だ小さかったりんごに当たり、成熟しつつあるりんごのほとんどが雹害で傷ついてまともな出荷ができず、りんごジュースにでもするしかないとのこと、これによって「業者に安く」買いたたかれ、甚大な被害が出るようです。実際のりんごは（一部表面が）雹害に遭っているものの、形と味には何の影響もないそうです。ジュース業者に（タダ同然で）買いたたかれるより、半値でもいいので買ってくれる人がいれば有難いとのことでした。

そこで私にお歳暮として使ってくれないだろうか？との依頼なのです。1箱1段組みで15個～18個入っていて、送料込みで¥1,750だそうです。勿論、市場の半値以下です。送料を考えると信じられない金額なのです。私は、お付き合いが多いので1,000箱の注文をするつもりですが、今期キャビネット役員の皆様にも是非ご協力をお願いしたいのです。数量は、『何箱以上とかの限定はありません』多いと嬉しいだけです。会社のお取引様とか、個人でお世話になっている方々にお使い頂きたいのです。

雹害に遭った新聞記事も同封して頂けるとのことで、贈る側の企業・或いは個人のイメージを高める、正にライオンズのボランティアに相応しいお歳暮になると思うのです。

受け取る側には12月の初旬に届くそうですが、注文の締切は10月中旬のようです。

添付のメール文でもお分かりのように、今回の注文の締切（お歳暮としての使用に関して）は、10月中旬と言われました。本来なら、11月18日のキャビネット会議で提案して、1人でも多くのライオンズマンに協力を呼び掛けたいのですが、時間的に間に合わないので、石井ガバナーにお話しさせて頂きお許しを頂きましたので、キャビネット事務局に登録頂いているメールアドレスのある方々をお願いする次第です。

尚、りんごの注文は、私が取りまとめ役をしますので、メールかFAXで私宛にお願いします。締切は10月中旬ですが、決まった段階で早めをお願いします。

ご注文を下された方々には、詳しくご連絡を取り合いたいと思っています。

## FAX送信のご案内

平成20年9月6日(土)

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区  
各委員会 委員長 各位

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区

本紙とも 2 枚送信します。

毎々お世話様になりまして、ありがとうございます。  
下記の通りご送信致しますので、よろしくお願い申し上げます。

### 「ライオンズクラブVISAゴールドカード」の入会案内の件

ライオンズクラブVISAカード(ゴールド)仮申込書 ----- 1枚

メリットは、

- ①他の会社のゴールドカードの年会費は、10,500円/年ですが、「ライオンズクラブVISAゴールドカード」は、8,400円/年です。2,100円お得です。
- ②入会した初年度には、募集手数として、1口座 2,000円が在籍クラブに支払われます。
- ③毎年、納入した年会費の中から1口座 3,000円が在籍クラブに支払われます。
- ④毎年、提携手数料(カード売上の相当額・年度利用額に応じて変動します)として、各クラブの 加入口座数に応じて在籍クラブに支払われます。

### 地区ガバナー方針

ライオンズカード推進委員会の目的

1. 地区の全クラブに、ライオンズカードの普及を図る。
2. 地区役員(RC, ZC, 委員長)・委員・会長・幹事・会計に率先して普及させる。

## 案件 4、決議事項 支部形成についての答申

(諮問事項)

東京大江戸ライオンズクラブが日本全国に亘り、支部形成を行っている。地区ガバナーの支配管轄を超えての支部形成は認められないと思うが、この問題に対し、政策・会則長期計画委員会の見解は如何なものか諮問をする。

(答申)

他地区に跨る支部形成を行っている、東京大江戸ライオンズクラブは規定違反であるので**330-A 地区以外の支部の解消**をガバナーから提言してもらうことを答申する。

(説明)

この問題に対する、ライオンズ必携第 48 版のライオンズクラブ会則および付則標準版第 6 条クラブ支部プログラムには「・・・従来のようなクラブを結成するには人口が少なすぎるような地域にもライオニズムを拡大させるために、支部を作ることができる・・・」としか規定されず、この地域の明確な位置づけがされていないことに混乱の元がある。

より詳細な説明のあるライオンズクラブ役員必携には、P185 に、クラブ支部国際理事会の方針が細かく説明され、その e.に「**支部は親クラブと同じ地区(単一又は準)内になければならぬ。**」と明確に規定してある。これは支部が親クラブの一委員会と規定している以上、その親クラブを管轄する同一のガバナーの元にあるべき当然の規定であり、他地区にこれを作ることが出来ないのは自明の理である。

従って、今現在も自クラブのホームページ(参考資料 3)で、「東京(330-A)地区を中心に全国に会員及び、支部を持つ日本で最初のライオンズクラブです。」との記載をしている東京大江戸ライオンズクラブに対して、上記答申内容の勧告提言をすることを答申する。



ライオンズクラブ国際協会 330-A地区 11R3Z  
**東京大江戸ライオンズクラブ**  
Tokyo Oedo Lions Club

[東京大江戸ライオンズクラブ結成までの経緯](#)  
[祝辞 東京都知事 石原慎太郎氏祝辞](#) [日本赤十字社副社長 近衛忠輝氏](#) [330-B 地区元地区ガバナー名誉顧問\(国際理事\)L伏見 龍](#)  
[ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区ガバナー](#)  
[L山浦晟暉](#) [ライオンズクラブ国際協会 330-B 地区ガバナーL 宮田謙一](#)

[HOME](#)>>東京大江戸ライオンズクラブ結成の特長及びその意義

大江戸LIONの活動

大江戸LIONニュース

LION国際協会LION

## 東京大江戸ライオンズクラブ 結成の特長及びその意義

### 【結成】

東京大江戸ライオンズクラブは、現ライオンズクラブ国際協会伏見国際理事が330-B地区のガバナーの時に330-A地区副ガバナーであった元山浦ガバナーと共に共同スポンサーとして誕生した日本で最初の2地区のスポンサーを持つライオンズクラブです。

又、東京(330-A)地区を中心に全国に会員及び、支部を持つ日本で最初のライオンズクラブです。

### 【志し】

その結成の志は21世紀をになう新しいライオンズクラブとして現在日本のみならず世界的に減少しているライオンズクラブの活力と会員数を増強・回復させる為の新しい考え方を追求し、そしてライオンズクラブ活動の原点をもう一度考え、実行する事です。

LIONSの名前は、**Liberty Intelligence Our Nations Safety**の頭文字から来ており、日本では「自由を守り、知性を重んじわれわれの国の安全をはかる」と訳されていますが、我々東京大江戸ライオンズクラブは、1917年にメルビンジョーンズが米国シカゴでライオンズクラブを立ち上げた原点の思想である「自由と知性をもって我が国の安全を守る」の意志を受け継ぎ、活動する事を誓って結成されました。

CLUB ESTABLISHMENT

大江戸LIONの入会申込方法

## 案件 5、決議事項 家族会員制度について

国際プログラムにより2007年1月1日より家族会員制度が発効されたが、当委員会として家族会員につき再度検討すべきと提案する。

### 1. 正会員と家族会員の整合性について

正会員はライオンズ必携「ライオンズクラブの運営について」の項において、「すべての会員にはクラブの運営に直接参加する権利と義務がある」とあり、同「会員の種類の補助解説」における(a)正会員においても、「ライオンズクラブの会員であることから生じるすべての権利と特権を持ち、またすべての義務を負う会員」とある。さらに「家族会員プログラムの基準に規定される通り、有資格の家族会員は正会員であり、正会員としてのすべての権利および特権を有するものとする。」とある。即ち、家族会員は正会員といえども義務が生じない会員となるわけで、国際プログラムにより規定されているとはいえ正会員と家族会員との非整合性を禁じ得ない。

### 2. 地区大会、複合地区大会、クラブへの危惧

家族会員は1項で述べたように正会員であるからして、正会員としての「国際協会、地区、クラブの役職に立候補」「投票権」「国際または地区の大会で代議員」の権利および特権を有することになる。この事からして、恣意的に特定の会員によるライオンズクラブ活動への予期せぬ行動が発生する危惧が予想される。

以上の観点から家族会員のあり方を再検討するとの提案をする。